

支払督促の流れ

支払督促の申立て (民訴法383条)

- ・債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官
- ・事務所又は営業所における業務に関するものは事務所又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官

送達日から2週間以内に督促異議の申立て（民訴法386条2項）がされた

債務者送達・発効 (民訴法388条)

支払督促の失効・訴訟移行 (民訴法390条、395条)

送達日から2週間以内に督促異議の申立て（民訴法386条2項）がない

申立てにより仮執行宣言 (民訴法391条1項、387条)

仮執行の宣言の申立てをすることができる時から30日以内（民訴法392条）

送達日から2週間以内（民訴法第393条）督促異議の申立て（民訴法386条2項）

当事者送達 (民訴法391条2項)

訴訟移行 (民訴法395条)

送達日から2週間以内（民訴法第393条）に督促異議の申立て（民訴法386条2項）をしない

確定判決と同一の効力 (民訴法393条、396条)

仮執行宣言付支払督促が債務者に送達された時点で強制執行が可能